

# The Asian Society of Physical Education of Young Children

since: 2006/05/04 3:21

## APEC Japan Office

Prof. Mitsuhiro YONETANI (Seinangakuin University)

Tel & Fax 81-92-823-4245

E-mail: [yonetani@seinan-gu.ac.jp](mailto:yonetani@seinan-gu.ac.jp)

Prof. Akira MAHASHI (Waseda University)

Tel & Fax 81-4-2947-6902

E-mail: [maehashi@waseda.ac.jp](mailto:maehashi@waseda.ac.jp)

アジア幼児体育学会(APEC)とは、アジア地域の幼児体育に関する科学的な理論と実践の両立を目指すことにより、国際的・学際的ならびに学術的研究の進歩と発展を基に、理論的裏づけによる実践的指導の普及・振興を図る目的で、2003年から設立を計画し、2006年に、国際学会として正式に設立を承認した。

### 【設立までの経緯】

2003年11月には、日本乳幼児教育学会第13回大会(大阪樟蔭女子大学:大阪市)において、日・台・韓の幼児体育研究者が集い、ラウンドテーブルの開催に引き続き、2004年5月には、日本保育学会第57回大会(兵庫教育大学・神戸親和女子大学:神戸市)において、日本国内の幼児体育実践指導者が集結し、学会企画ワークショップの開催を経て、2005年8月には、第1回アジア幼児体育・健康福祉シンポジウム(早稲田大学:所沢市)において、国際学術研究集会を開催した。このとき、日本・台湾・韓国の関係者が会談の結果、毎年、アジア各国・各地域を巡回しながら国際会議を開催することにより、幼児体育に関する国際的な動向を紹介すると同時に、最新の理論および実践研究の情報交換の機会を設け、幼児体育研究者と実践指導者との交流・親睦のための場を提供するように、お互いが協力・支援し合うことを誓い合い、毎年、再会することを約束した。

# アジア幼児体育学会(APEC)会則 (案)

この会則は暫定的に機能させるもので、正式の会則は 2006 年の総会以降に決定します。

## 名称と事務局

**第1条** 本会はアジア幼児体育学会(APEC : The Asian Society of Physical Education of Young Children)と称する。尚、必要に応じて、アジア各国および各地域に支部学会を設置することができる。

**第2条** 本会の本部事務局は、当面の間、日本に置き、各国および各地域の支部事務局と連絡をとりながら、学会に関する事務業務を総括する。アジア幼児体育学会の本部事務局(日本幼児体育学会:日本支部事務局内)を、当面の間、西南学院大学 米谷光弘研究室に置き、学会資格認定委員会事務局を早稲田大学 前橋 明研究室に置く。

## 目的と事業

**第3条** 本会は、アジア地域の幼児体育に関する科学的な理論と実践の両立を目指すことにより、国際的・学際的ならびに学術的研究の進歩と発展を基に、理論的裏づけによる実践的指導の普及・振興を図る目的とし、次の事業を行う。

- 1 会員相互の研究促進を目的とする大会・シンポジウムの開催。
- 2 会員相互の指導力向上と普及・振興を目的とするセミナー・講習会の開催。
- 3 幼児体育の啓蒙のために、学会資格認定による幼児体育指導者の養成。
- 4 研究誌「幼児体育学研究」・Newsletter 等の出版物の発行。
- 5 会員が本会の組織運営に関して審議し、決定する会務総会の開催。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 会員

**第4条** 本会の会員は、正会員と賛助会員ならびに特別会員とする。正会員は本会の目的に賛同する者で支部理事会が推薦し、本部常任理事会の承認を得た者とする。賛助会員と特別会員は本会の事業に財政的援助をなした者で支部理事会が承認した者とする。

**第5条** 会員は本会が営む事業に参加することができ、また、本会の編集出版物およびメールマガジンについて優先的配布を受けることができ、メーリングリストに登録できる。

## 役員と職員

**第6条** 本会の事業を運営するために次の役員を置く。(本部の場合)

- 1 本部部长 1名 (支部会長の互選により選出する)
- 2 本部副会長 4名 (支部会長および本部常任理事より選出する)
- 3 本部長 1名 (本部副会長の互選により選出する)
- 4 本部長 若干名 (支部理事会の推薦する代表理事により構成する)
- 5 支部理事 若干名 (定員数は支部正会員に応じて若干名とする)
- 6 本部監事 3名 (支部監事の互選により選出する)

**第7条** 支部理事および監事は支部正会員の互選により選出し、支部代表理事を本部長に推薦する。本部部长は、各支部会長の互選により選出する。いずれも会務総会において承認を受けるものとする。

**第8条** 本部部长は、本会を代表し、会務を総括する。本部常任理事の互選により本部長を1名選出する。本部長は本部理事会を構成し、この会の事業執行の責任を負い、公務を処理する。本部部长の事故あるときは、本部副会長がその職務を代行する。

**第9条** 本部監事は、本会の会計および事業を監査する。本部監事は、本部長を兼ねることはできない。

**第10条** 役員任期は4年とし、重任を妨げない。欠員の生じた場合には理事会で選出する。選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、すべて無給とする。

**第11条** 本会の事務を助けるために各事務局を設け、事務局に次の役員を置く。

- 1 事務局長 1名 (本部・各支部において、常任理事会が任命する)
- 2 幹事 若干名 (本部・各支部において、常任理事会が任命する)

## 会議

**第 12 条** 本会の会議は、会務総会と理事会（常任・本部・支部）とする。

**第 13 条** 会務総会は毎年1回開かれる。

**第 14 条** 理事会は会長および他の理事をもって構成し、会長または支部代表理事が召集する。理事は本会の事業の遂行責任を負い、その執行にあたる。理事の過半数の要求があるときは、理事長は理事会を召集しなければならない。

## 会計

**第 15 条** 本会の経費は会費、寄付金等によって支弁する。

**第 16 条** 1) 正会員の会費は当分の間年額 5,000 円 (25 \$) とし、毎年 12 月末までに次年度の会費を納入すべきものとする。(ただし、各国・各地域の実情を考慮する)

2) 賛助会員の会費は、年額一口 10,000 円 (150 \$) とする。

3) 特別会員として主旨に賛同する法人は、一口 50,000 円 (350 \$) とする。

**第 17 条** 本会の会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日で終わる。

## 雑則

**第 18 条** 本会の会則及び細則の改正は、会務総会における過半数の議決による。

**第 19 条** 本会の解散にあたっては、本会の財産その他は非営利団体に寄付する。

**第 20 条** 支部学会については、本会の目的達成のために、本部会則に準じて事業を遂行するように努力することが望まれ、各国・各地域の実情に応じてその裁量に委ねるが、毎年度の報告書と会計収支決算書を学会本部に提出しなければならない。

尚、各国・各地域の各支部の会則は、別に定める。

## 附則

本会則は 2006 年 5 月 5 日に原案が提出され、2008 年を目途に施行を目指す。

本会則は 2006 年 7 月 23 日の総会において承認される。

本会則は 2011 年 8 月 7 日の総会において承認される。

# 日本幼児体育学会(JPEC)会則

## 名称と事務局

第1条 本会は、アジア幼児体育学会(APEC : The Asian Society of Physical Education of Young Children)の支部組織として、日本幼児体育学会(JPEC : The Japanese Society of Physical Education of Young Children)と称する。

第2条 本会の事務局は、当面の間、本部事務局内に置き、アジア幼児体育学会の支部事務局を兼ね、各国および各地域の支部事務局と連絡をとりながら、学会に関する事務業務を総括する。

日本幼児体育学会の学会事務局(アジア幼児体育学会:支部事務局内)として、京都西山短期大学 原田 健次研究室に置き、学会資格認定委員会事務局を早稲田大学 前橋明研究室に置く。

## 目的と事業

第3条 本会は、アジア地域の幼児体育に関する科学的な理論と実践の両立を目指すことにより、国際的・学際的ならびに学術的研究の進歩と発展を基に、理論的裏づけによる実践的指導の普及・振興を図る目的とし、次の事業を行う。

- 1 会員相互の研究促進を目的とする大会・シンポジウムの開催。
- 2 会員相互の指導力向上と普及・振興を目的とするセミナー・講習会の開催。
- 3 幼児体育の啓蒙のために、学会資格認定による幼児体育指導者の養成。
- 4 研究誌「幼児体育学研究」・Newsletter等の出版物の発行。
- 5 会員が本会の組織運営に関して審議し、決定する会務総会の開催。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 会員

第4条 本会の会員は、正会員と賛助会員ならびに特別会員とする。正会員は本会の目的に賛同する者で支部理事会が推薦し、本部常任理事会の承認を得た者とする。賛助会員と特別会員は本会の事業に財政的援助をなした者で支部理事会が承認した者とする。

第5条 会員は本会が営む事業に参加することができ、また、本会の編集出版物およびメールマガジンについて優先的配布を受けることができ、メーリングリストに登録できる。

## 役員と職員

第6条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。(支部の場合)

- 1 会長 1名 (理事の互選により選出する)
- 2 副会長 2名 (会長により指名し、常任理事会が承認する)
- 3 理事長 1名 (会長・副会長により指名し、常任理事会が承認する)
- 4 常任理事 若干名 (理事の中より、会長・副会長・理事長が任命する)
- 5 理事 若干名 (正会員の互選により選出する)
- 6 監事 2名 (正会員の互選位により選出する)

第7条 支部理事および監事は支部正会員の互選により選出し、支部代表理事を本部理事に推薦する。本部会長は、各支部会長の互選により選出する。いずれも会務総会において承認を受けるものとする。

第8条 本部会長は、本会を代表し、会務を総括する。本部常任理事の互選により本部理事長を1名選出する。本部理事は本部理事会を構成し、この会の事業執行の責任を負い、公務を処理する。本部会長の事故あるときは、本部副会長がその職務を代行する。

第9条 本部監事は、本会の会計および事業を監査する。本部監事は、本部理事を兼ねることはできない。

第10条 役員任期は4年とし、重任を妨げない。欠員の生じた場合には理事会で選出する。選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、すべて無給とする。

第11条 本会の事務を助けるために事務局を設け、事務局に次の役員を置く。

- 1 事務局長 1名 (会長・理事長により指名し、常任理事会が任命する)
- 2 幹事 若干名 (会長・理事長により指名し、常任理事会が任命する)

## 会議

第 12 条 本会の会議は、会務総会・常任理事会・理事会とする。

第 13 条 会務総会は毎年に1回開かれる。

第 14 条 理事会は会長および他の理事をもって構成し、会長が召集する。理事は本会の事業の遂行責任を負い、その執行にあたる。理事の過半数の要求があるときは、理事長は理事会を召集しなければならない。

## 会計

第 15 条 本会の経費は会費、寄付金等によって支弁する。

第 16 条 1)正会員の会費は当分の間年額 5,000 円とし、毎年12月末までに次年度の会費を納入すべきものとする。

2)賛助会員の会費は、年額一口 10,000 円とする。

3)特別会員として主旨に賛同する法人は、一口 100,000 円とする。

第 17 条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日で終わる。

## 雑則

第 18 条 本会の会則及び細則の改正は、会務総会における過半数の議決による。

第 19 条 本会の解散にあたっては、本会の財産その他は非営利団体に寄付する。

第 20 条 本会(支部学会)については、本会の目的達成のために、本部会則に準じて事業を遂行するように努力することが望まれ、実情に応じてその裁量に委ねるが、毎年度の報告書と会計収支決算書を学会本部に提出しなければならない。

## 附則

本会則は 2006 年 5 月 5 日に原案が提出され、2008 年を目途に施行を目指す。

本会則は 2006 年 7 月 23 日の総会において承認される。

本会則は 2011 年 8 月 7 日の総会において承認される。

## 設 立 趣 意

21世紀に入り、アジア諸国や諸地域においても、科学技術が発展し続け、人々の生活様式が変化し、昔と比べ豊かになってきたと言われています。しかし、この近代化の波は、経済格差の拡がりを見せ、日々の暮らしの便利さとは裏腹に、自然環境は悪化の傾向にあり、心身の健康にまで影響を及ぼしていくことが懸念されます。

このことは、現代を生き抜く子どもたちにとっても、将来、国際社会の一員として、世界の平和と人類の繁栄に寄与するために、かつての子どもたちによって受け継がれてきたよりよく生きる知恵や人間と自然とが共存していく伝統を失う恐れがあり、地球全体にとっても、深刻な問題として繋がっていくことを忘れてはいけません。

現代社会における緊急かつ重要課題が山積みされている今日、「地球全体および子どもの未来にとって、今、何をしなければならないのか？」かつて子どもだった我々おとなが、すべての子どもたちの最善の利益を最優先することにより、子どもたちの成長発達を保障し、早急に乳幼児期からの健康問題や体力づくりに真剣に取り組むことが急務ではないでしょうか。

そこで、我々アジア諸国及び諸地域の幼児体育に携わる幼児体育研究者と実践指導者が一同に集結し、お互いが協力・支援し合うことになり、本学会の設立に至りました。そして、幼児体育に関する科学的な理論と実践の両立を目指すことにより、国際的・学際的ならびに学術的研究の進歩と発展を基に、理論的裏づけによる実践的指導の普及・振興を図り、学問体系における幼児体育学の確立と研究者および指導者のネットワークを構築することが使命であると考えています。

さらに、本学会を通して、国際的な保育・教育・研究の動向を紹介すると同時に、最新の理論および実践研究の情報交換の機会を設け、既存の組織とも連携をはかりながら、世界各国および諸地域との交流・親睦のための場を提供することにより、学会での研究成果を保育や教育の現場へ還元していき、子どもたちの健やかな成長発達ならびに健全な環境づくりに寄与していきたいと願っています。

2006年5月5日こどもの日

# アジア幼児体育学会(APEC)のご案内

The Asian Society of Physical Education of Young Children

since: 2006/05/04 3:21

昨年 2005 年 8 月には、第 1 回アジア幼児体育・健康福祉シンポジウム(早稲田大学: 所沢市)を開催することができました。このシンポジウムの際、東京都内において、日本・台湾・韓国の関係者が会談をした結果、毎年、アジア各国・各地域を巡回しながら国際会議を開催することにより、幼児体育に関する国際的な動向を紹介すると同時に、最新の理論および実践研究の情報交換の機会を設け、幼児体育研究者と実践指導者との交流・親睦のための場を提供するように、お互いが協力・支援することを誓い合い、毎年、再会することを約束しました。

今年度は、昨年の国際学術研究集会兼第 1 回日本会議に引き続き、2006 年 8 月 19 日(土)・20 日(日)には、第 2 回アジア幼児体育・健康福祉シンポジウムの国際学術研究集会を韓国ソウル・中央大学校において開催する予定で、準備・計画を進めています。また、2006 年 7 月 22 日(土)・23 日(日)には、日本幼児体育学会第 2 回大会を大阪教育大学天王寺校舎(大阪市)において、開催の準備・計画をしています。

現在、アジア幼児体育学会の設立に向けて、各国・各地域の学会設立発起人と学会設立賛同人を中心に、学会設立準備委員会を結成し、今年度の学会活動と事業を計画・準備をしてきました。この度、学会の活動に賛同され、ご協力ならびにご支援していただける学会員を募集することになりました。本学会の趣意をご理解くださり、会則をご検討のうえ、是非、ご入会していただきますよう宜しくお願いします。

なお、学会が軌道に乗るまでの当面の間は、学会設立準備委員会の役員を中心に、学会運営委員会として発展させ、これからの本学会の運営と使命達成のため、尽力していくように努めたいと決意しています。今後とも、ご協力ならびにご支援いただけますよう宜しくお願いします。

2006. 5. 5(こどもの日)

学会設立発起人 代表

西南学院大学 教授 米谷光弘

早稲田大学 教授 前橋 明

# 『日本幼児体育学会(JPEC)兼アジア幼児体育学会(APEC)』 入会申込書

日本幼児体育学会 年 月 日記入

(ローマ字) 氏 名					
生年月日	西暦 年 月 日生				
会員種別	1)正会員 2)賛助会員 3)特別会員 (○印を)				
職 業		専 門		経験年数	
所属機関名			職 名		
勤務先住所	〒 -				
電 話	内線電話				
F A X					
E-mail	@				
自宅住所	〒 -				
電 話		携帯電話			
F A X					
E-mail	@				
学会書類送付先 (連絡先の希望) : 自宅 ・ 所属機関 (○印を)					
事務局使用欄	受 付 日	. .			
	会 員 番 号				
備 考 欄	国名・地域名	1) 日本 2) 韓国 3) 台湾 4) 中国 5) ( )			

## 入会の申し込み方法

日本幼児体育学会に入会を希望される方は、入会申込書（A4）に必要事項を記入して、学会本部事務局に FAX か郵送で申し込んで下さい。学会事務局の銀行口座に、年会費 5,000 円を納入していただければ、入金を確認後、会員登録の手続きをいたします。また、自動的に、アジア幼児体育学会の会員としても登録されます。関係者の方々にも、ご紹介くだされば幸いです。

日本幼児体育学会 事務局 石井浩子  
原田健次

学会事務局は、 <FAX:(81)075-706-1702>

〒606-0847 京都府京都市左京区下鴨南野々神町1

京都ノートルダム女子大学 石井浩子研究室

口座番号:ゆうちょ銀行

00990-8-163482

日本幼児体育学会

## 本学会(本部)役員

会 長            米 谷 光 弘      (西南学院大学 教授 :日本)

副会長           徐 相 玉      (ニュースポーツ協会 代表 :韓国)

                    邱 金 松      (国立台湾体育学院 教授 :台湾)

                    三 村 寛 一      (大阪教育大学 教授 :日本)

本部理事長      前 橋 明      (早稲田大学 教授 :日本)

常任理事        李 貞 淑      (明知大学校 教授 :韓国)

                    黄 永 寛      (国立体育学院 講師 :台湾)

                    田中 光      (流通経済大学 教授 :日本)

                    澤田 幸男      (さわだスポーツクラブ :日本)他

支部理事<若干名>・本部監事<3名>・事務局長<1名>・幹事<若干名>